

交通・火災災害共済に加入しましょう!!

～山梨市交通・火災災害共済制度～

交通・火災災害共済とは、市民の皆さんが会費を出し合い、交通事故や火災によって被害を受けた人に見舞金をお支払いする、助け合いの制度です。

今年もこの「交通・火災災害共済」の会員の募集を行いますので、家族ぐるみでご加入くださいますようお願いいたします。

会費

1人年額 **500** 円

共済期間

4月1日 から 翌年3月31日まで

(年度の途中で加入される方は、会費を納入した日時から共済期間となります。)

加入条件

山梨市の住民票に記載されている方

ただし、修学のために他市町村に居住(住民票がない場合も可)している方は加入することができます。この場合、学生であることを証明する書類の添付が必要です。

なお、会員が会費を納めたのち、他市町村へ転出した場合は会員の効力を失います。

加入のしかた

区役員(組長・集金者)から配られる加入申込書兼会員台帳(住民票にもとづいて氏名がのせてあります)に○、×印をし、区役員(組長・集金者)に会費を添えて申し込んでください。

また、加入申込書が郵送により届いた方は、直接 市役所総務課 又は 牧丘支所・三富支所 住民生活担当 へお申し込みください。



入って安心 家族みんなで 災害共済

見舞金の額

(平成30年4月1日以降の事故・火災から適用)

通院1日
から
支給対象!

【交通災害】

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	治療日数240日以上	21万8千円
3等級	" 180日～239日	16万4千円
4等級	" 120日～179日	10万1千円
5等級	" 90日～119日	7万6千円
6等級	" 60日～89日	5万1千円
7等級	" 30日～59日	3万9千円
8等級	" 15日～29日	2万6千円
9等級	" 1日～14日	2万円
特別見舞金	一定以上の後遺障害	31万3千円
葬祭費用	無免許運転などにより見舞金を支給できない死亡事故の場合に支払	25万円

※治療日数は、実際に診療を受けた日数です。



(入院加算金)

入院日数	加算金額
240日以上	10万円
180日～239日	9万円
120日～179日	8万円
90日～119日	7万円
75日～89日	6万円
60日～74日	5万円
45日～59日	4万円
30日～44日	3万円
15日～29日	2万円
7日～14日	1万円

新たに
入院日数に
応じて加算
します

【火災災害】

増額しました!

等級	火災の程度	金額	会員数に応じ左記金額に加算する額
1等級	全焼 (70%以上焼損)	50万円	会員一人当たり 2万5千円
2等級	半焼 (20%以上70%未満焼損)	20万円	" 1万円
3等級	部分焼 (20%未満焼損)	10万円	" 5千円
特別見舞金	死亡者が出た場合、その世帯に支払	30万円	

《お問い合わせ先》

山梨市役所 総務課 行政担当 (電話 0553-22-1111 内線 2455・2456)
牧丘支所 総務担当 (電話 0553-35-3111)
三富支所 総務担当 (電話 0553-39-2121)

ウラ面も
ご覧ください

見舞金の請求のしかた

【交通災害】

まず、山梨市役所総務課にご連絡ください。手続きについての詳細をご説明します。総務課（または牧丘支所・三富支所 住民生活担当）で所定の請求用紙をお渡ししますので、関係書類を添付して請求してください。

◆令和5年3月31日までに発生した事故の場合

→事故発生から1年以内に申請してください

◆令和5年4月1日以降発生した事故の場合

→事故発生から2年以内に申請してください

治療中であっても期限内に請求しないと無効になりますので、注意してください。

【火災災害】（り災した日から1ヶ月以内に請求）

総務課（または牧丘支所・三富支所 住民生活担当）で山梨市火災災害共済の所定の請求用紙をお渡ししますので、消防署が発行する「り災証明書」を添付して請求してください。

り災した日から1ヶ月以内に請求しないと無効になりますので、注意してください。

なお、り災世帯に死亡者が出た場合は、死亡診断書も添付してください。



見舞金の支給制限

次の場合には見舞金は支給されません。

【交通災害】

- 本人の自殺行為、無免許運転、酒気帯び運転による事故
- 地震に起因する事故

【火災災害】

- 故意又は地震による火災災害

交通災害の対象について

自動車、バイク、自転車、身体障害者用の車いす等の運行によって生じた人身事故（自損行為も含む）並びに建造物、工作物の倒壊等により、道路進行中に日本国内で発生した人身事故が対象です。

※ 次の場合は交通災害ではありません。（主なもの）

- 歩行中に誤って転倒
（車両の運行に起因するものは対象になります。）
- 自宅敷地内や畑での事故
（交通事故証明書が取得できる場合を除く。）
- 病院やスーパーなどの建物内での事故
- 玩具や遊具による自損事故
- 教習所の教習コースでの事故

火災災害の対象について

人の意図に反し、または放火により発生し、消火の必要のある燃焼現象で、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものを利用しなければならぬ火災が対象です。

※ 会員が現に居住する建物の火災が見舞金支払いの対象となります。倉庫など、居住していない建物の火災は対象になりません。

